

記入例

産緊急対策事業 事業実施計画書 兼（実施報告書） 氏名：

由布 太郎

区分（該当する）	事業規模					事業費(円)	補助対象事業費(円)	備考
	事業形態 個人/法人	R7年作付面積 (a)	自家消費分	対象面積		作付面積×150を記入	事業費と同じ金額	市役所チェック欄
<input type="checkbox"/> (1) 主食用水稲栽培農家 主食用水稲作付面積が50a以上あること	個人	70	△10	60	a	9,000	9,000	<input type="checkbox"/> 営農計画書（R7年） （提出不要）
	※市役所確認用		△10		a			
<input type="checkbox"/> 2-①園芸品目栽培農家（推進品目） 推進品目【梨・苺（ベリーツ）・ねぎ】作付面積20a以上	栽培形態 露地/施設	品目名	R7年作付面積 (a) ※農業再生協議会実績値	対象面積		作付面積×1000を記入	事業費と同じ金額を記入	<input type="checkbox"/> 営農計画書（R7年） （提出不要） 【注意】 ・補助対象事業費は、10円
	露地	ねぎ	50	50	a	50,000	50,000	
※市役所確認用					a			
<input type="checkbox"/> 2-②園芸品目栽培農家（推進以外） 作付面積20a以上（複合品目合算）	栽培形態 露地/施設	品目名	R7年作付面積 (a) ※農業再生協議会実績値	対象面積		作付面積×600を記入	事業費と同じ金額を記入	<input type="checkbox"/> 営農計画書（R7年） （提出不要） （※営農計画書で届出のある品目で営農計画書に記載のない場合は対象外） <input type="checkbox"/> R7年の作付面積が分かる書類 （営農計画書に届出の必要がない品目）
	施設	苺（さがほのか）	20	20	a			
	合計			20	20	a	12,000	
※市役所確認用					a			

農畜産業再生緊急対策事業

作付面積から自家消費分を引いたものに150を掛ける
= (70-10) × 150 = 9,000

【注意】
・補助対象事業費は、10円

記入例

産緊急対策事業 事業実施計画書 兼（実施報告書） 氏名：

由布 太郎

区分（該当する）	事業規模	事業費(円)		補助対象事業費(円)		備考 市役所チェック欄
		事業費(円)	補助対象事業費(円)	事業費(円)	補助対象事業費(円)	
<input type="checkbox"/> 3-①肉用牛繁殖農家 飼養している畜産農家	登録頭数	1	頭	頭数×6,500を記入	事業費と同じ金額を記入	<input type="checkbox"/> 別紙）肉用牛等登録状況明細書
				6,500	6,500	
※市役所確認用			頭			
<input type="checkbox"/> 3-②肉用牛肥育農家 飼養している畜産農家	登録頭数	1	頭	頭数×20,000を記入	事業費と同じ金額を記入	<input type="checkbox"/> 別紙）肉用牛等登録状況明細書
				20,000	20,000	
※市役所確認用			頭			
<input type="checkbox"/> 3-③酪農（乳牛）農家 飼養している畜産農家	登録頭数	1	頭	頭数×11,000を記入	事業費と同じ金額を記入	<input type="checkbox"/> 別紙）肉用牛等登録状況明細書
				11,000	11,000	
※市役所確認用			頭			
※対象の経費：肥料費・飼料費・農薬衛生費				合計		
				確認用		

(1) 2-①、2-②、③-1~3それぞれの条件を満たした場合、各項目にチェック☑を入れ、作付面積等、必要事項を記入ください

別紙

由布市農畜産業再生産緊急対策事業
(肉用牛等登録明細書)

住所 由布市〇〇町

氏名 由布 太郎

申請頭数		
肉用牛/成雌牛	1	頭
肉用牛/育成雌牛		頭
酪農/乳牛		頭

番号	耳標10桁番号	生年月日	備考
1	1234567890	XX/XX/X X	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

番号	耳標10桁番号	生年月日	備考
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			

※基準日は令和8年4月1日です。
※育成雌牛とは、1月市場までに購買及び評価した24ヶ月齢未満の牛とする。
※肥育牛については、生後6ヶ月齢以上または、1月市場評価した牛とする。